

《2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【新規審議品目】

(1) 「からだすこやか茶W+」(日本コカ・コーラ株式会社)

〇〇〇委員 それでは、個別品目の審議に入りたいと思います。新規審議品目で、日本コカ・コーラ株式会社の「からだすこやか茶W+」です。まず、消費者庁から製品等の概要の説明をお願いいたします。

〇消費者庁食品表示企画課 消費者庁から製品の概要の説明をさせていただきます。皆様、お手元に資料1-1を御用意ください。今回の申請品目は、こちらの表の黄色でお示ししているものになります。商品名は「からだすこやか茶W+」、食品形態は清涼飲料水、内容量は350mlです。

許可を受けようとする表示の内容は、「本製品は難消化性デキストリン（食物繊維）の働きにより、脂肪の吸収を抑え、糖の吸収をおだやかにするので、血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の血糖値が気になり始めた方に適した飲料です。さらに、内臓脂肪を減らすのを助けるので、内臓脂肪が気になる方にも適しています」となっています。

関与成分は難消化性デキストリン、関与成分量は食物繊維として5g、1日当たりの摂取目安量は1日当たり3本、関与成分ですと15gとなります。

こちらの製品は表のグレーでお示ししております既許可品「からだすこやか茶W」と中身は同一の製品になります。今回、許可表示の赤字でお示ししている部分を追加するため、御審議いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

本日の調査会ですが、事前に各委員から審議品目に対するコメント、資料1-2を頂戴しております。まずこのコメントに沿って議論を進めてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そのように進めてまいりたいと思います。

事務局から、まず、委員のコメントについて紹介をお願いいたします。

〇消費者委員会事務局 事務局から、頂きました委員のコメントについて紹介と補足の説明をさせていただきます。

「からだすこやか茶W+」は、消費者庁から今説明がありましたように、食物繊維として難消化性デキストリン5gを配合したほうじ茶ベースの飲料です。先行して2014年から「からだすこやか茶W」として、「血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の血糖値が気になり始めた方」の対処の一助として特定保健用食品の許可を得て販売しております。今回、さらに、「血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の血糖値が気になり始めた方」という保健機能をプラスしたものになっております。

それでは、「からだすこやか茶W+」についての委員のコメントの紹介と事務局からの補足をさせていただきます。

まず、資料1-2を御覧いただけますでしょうか。当該品目につきましては、□□委員、□□委員、□□委員の3名の方からコメントが寄せられております。

最初に□□委員からのコメントについて紹介をさせていただきます。□□委員からは3点コメントを頂いております。まず1点目としては、試験結果のまとめ方としては補足資料でよいとのコメントです。頂いたコメントは、事前にお送りさせていただいた資料に事務局が議論のポイントになると考えている点としてお示しした問題点についてです。主要論文である文献1-16の結果を示す表の記載不備を補足資料として申請者が説明した内容を了とするかどうかです。委員はこれで了とするという御意見でした。

2点目は、内臓脂肪面積100cm²を超えると生活習慣病のリスクが高まるとされているが、ヒト試験の結果が12週間飲用後も100cm²以上であることの是非について指摘を頂いております。

被験者背景につきましては、文献1-16の421ページ、テーブル2に記載されているので御参照ください。内臓脂肪面積が試験開始時及び試験終了時において100cm²以上あるのは、その数値的には御指摘のように生活習慣病のリスクを高めることになるとは思います。ただ、特保のヒト試験においては、結果としてそのデータに統計的に有意差があれば、その絶対値が100cm²以上であってもその効果をうたうことの要件を逸脱しているわけではありませんので、直ちに駄目とは言えません。

3点目、10年前の資料の妥当性を求めた意見書に答えていないとの御指摘です。ここで意見書の内容について説明をさせていただきます。これは昨年5月31日に開催された前回の第52回新開発食品評価第一調査会において、申請品の類似品「からだすこやか茶W250」の審議の際に調査会から申請者に意見書を出したものです。意見書の概要を少し御説明しますと、「からだすこやか茶W250」の申請には、2011年に許可された「からだすこやか茶W」と食品形態、関与成分量、許可を受けた表示内容が同一であるため、既許可品と同一の資料が添付されているが、前回の申請から10年が経過しており、その間に日本人の公衆衛生並びに日本人の健康に関わる状況が変化していることから、10年前の資料を提出することの妥当性について説明が必要である。また、有効性、安全性の根拠としている資料についても、試験実施当時は適切な試験であったとしても、今日の評価からすると必ずしも適切とは言えない資料もある。試験方法、試験対象者の属性、試験結果の評価法について精査して、旧品と同一の資料を提出することの妥当性について説明されたいというような意見書を提出しております。この意見書に対して、昨年6月23日に申請者であるコカ・コーラ社から、今日の評価でも妥当であることを説明した回答書が提出されており、その内容については既に了とされております。そのため、本申請においては、

申請者はあえてそのことには触れてはおりません。また、ヒト試験、ヒトでの有効性の根拠、これは既に保健の用途として許可済みの「からだすこやか茶W」の申請書に添付された文献1-7、文献1-10とともに、今回新たに2016年に実施した試験、文献1-8、文献1-11を本申請書には追加で添付されております。

続きまして、□□委員のコメントです。2点頂いております。1点目は、文献1-16に内臓脂肪低減という追加クレームを説明する具体的な数値の記載がないことが問題であるという御指摘です。これは□□委員と異なる判断でございます。

2点目は、1日3本摂取という摂取目安量について、物理的に飲むことができますか。また、そのことがカフェインの過剰摂取につながりませんかという御指摘です。

既許可品である「3本」では、1日摂取目安量を食事とともにとしているので、3本を摂取させております。申請品は「からだすこやか茶W」と同等の配合ですので、同様に1日3本、合計1,050mlの摂取目安量となっております。また、申請品のカフェイン量については1本当たり47mgなので、3本ですと141mgです。この量については、2015年に欧州食品安全機関（EFSA）が習慣的カフェインの摂取量に対して公表したものがありますので紹介させていただきますと、習慣的カフェイン摂取量が400mg/day以下であれば、妊婦を除く成人に安全性の懸念は生じないとしております。また、妊婦の場合においても、200mg/day以下であれば問題ないとしています。これを参考にいたしますと、3本は問題となる量ではないと考えております。また、参考としまして、例えばコーヒー1杯200ml程度を飲用しますと120mg、紅茶ですと60mg、煎茶ですと40mgを取るようになります。

最後に、□□委員のコメントを紹介させていただきます。事前に送付いたしました申請資料一式の「02 表示見本」を御覧ください。1点目は表示についてのコメントです。許可表示の切り出しとしてフォントを整えるべき。これの正面に、それと裏面もですが、今までの「脂肪の吸収を抑え、糖の吸収をおだやかにする」にプラスした保健の用途として「内臓脂肪を減らすのを助ける」となっておりますが、「内臓脂肪を減らす」以下の「のを助ける」が小さなフォントになっているので、これを合わせるべきではないかという指摘。

次に、右下の1日当たりの摂取目安量のところですが、前半の5行については黒い文字色、下の4行についてはデザインがオレンジ色なので、それを左のデザインに合わせて白抜きにしております。これが黒と白ということで見にくいのではないかと御指摘です。

続きまして、2点目は今回と前回の試験結果に齟齬があるのではないかと御指摘です。文献1-8は食後血糖値上昇抑制効果、文献1-11は食後血中中性脂肪抑制効果の単回試験、文献1-16は内臓脂肪低減の12週の長期試験の試験結果への御指摘です。食後血糖値と食後血中中性脂肪の上昇抑制に係る論文は文献1-7、文献1-11及び文献1-8、文献1-11として申請書に添付されております。2016年の試験では、食後

血糖値上昇抑制及び食後血中中性脂肪上昇抑制を単回で行った試験です。一方、今回のヘルスクレームである内臓脂肪の試験は12週間の長期で行ったものなので、アウトカムの指標が異なることになっております。もう少し詳しく説明いたしますと、1-8では食後の血糖値の頂値、一番高い値。そして、血糖曲線下面積、 Δ AUCになると思いますが、これについての比較を行っている。また、1-11では同様に食後血中中性脂肪の値を頂値と Δ AUCの比較を行っているものです。また、内臓脂肪の低減効果は12週間行った結果としてその効果の程度を比較したものですので、そういう意味では少しアウトカムの指標が異なっております。

コメントを頂いたものについての御説明と若干補足をいたしました。

以上でございます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

それでは、これらについて御意見を頂きたいと思います。私からの提案になりますが、事前に頂いたコメントを一つ一つ順番に整理していくという進め方を取りたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのように進めてまいりたいと思います。御発言のある方は、テレビ会議で御参加の委員はチャット、会議室で御参加の委員は挙手でお知らせください。最初に、〇〇委員のコメントについて御意見がある方はいかがでしょうか。まず、〇〇委員、補足の説明がありましたらお願いいたします。

〇〇〇委員 〇〇です。ただいま御説明いただいた内容で結構かと思います。ありがとうございます。

〇〇〇委員 〇〇委員、ありがとうございます。

それでは、〇〇委員の御意見につきまして、更にコメントがありましたら、委員の先生方、よろしくお願いいたします。

チャットのほうには特にはないようではありますが、まず初めに、試験結果のまとめ方としては補足資料でよいということでございます。

2番目、ウェブで検索したところ、内臓脂肪が100 cm^2 を超えると生活習慣病リスクが高まるとされているのですが、この申請品では100を下回っていないということで、いかがなものかという御指摘でした。事務局からの補足説明では、有意差がついているので特に100を下回っていないということで特保の申請に適さないということではないというような御説明がありました。この点について御意見いかがでしょうか。〇〇委員、いかがですか。

〇〇〇委員 どうもありがとうございます。私も初めて参加させていただき、特保がこのように決められていくのだなということを勉強させていただいています。糖尿病の患者さん方は、常日頃お会いしておりますと、非常に信じやすいというか、特に食品に関しては、これだけやっていれば大丈夫なんだなというふうに考えてしまいがちなところがあります。〇〇委員の御意見のように、やはり本来であれば100

を下回っているほうが良からうと思います。また□□委員がおっしゃっているように、本来であれば運動などの対策も取らなければかえって逆効果になって、このお茶さえ飲んでいれば健康でいられると勘違いしてしまう方がいることも考えますと、ラベリングの修正などを御検討いただくのもよろしいかなと思いました。

以上になります。

○□□委員 ありがとうございます。

この御意見について、いかがでしょうか。先生方、御意見があったらお願いいたします。

□□委員、ありがとうございます。御意見をよろしくお願いします。

○□□委員 これまでずっと議論したことを前提に考えれば、100を下回るとか上回るというだけで問題にすることはちょっと無理があるのではないかと思いますので、これはこのまま進めていただければと思います。

○□□委員 ありがとうございます。有意差が認められるということで、100をちょっと上回っておりますが、ぎりぎりということで、制度としてはこれを否定するものではないというような方針でよろしいでしょうか。

○□□委員 はい。そうだと思います。

○□□委員 □□委員、どうぞ。

○□□委員 私も今の□□委員の御意見と一緒に、ルールがそうであればいいと思ったのですが、今まで内臓脂肪についてはこういったケースで認められた場合、100を基準とした場合はどうだったとかいうのはあるのでしょうか。

○□□委員 事務局、どうでしょうか。今までの既許可品について、そこまで今チェックできるかどうか分からないですけれども、もし分かったらお願いします。

消費者庁、お願いします。

○消費者庁食品表示企画課 消費者庁から回答させていただきます。過去の同様の訴求内容で表示している製品の論文について念のため確認を取りましたところ、100平方センチを下回っているという結果が出ているものもあれば、上回った状態でも有効性があるからということで許可されている品目がございます。どういった場合に100平方センチを下回っていたかといいますと、もともとの被験者の方が内臓脂肪面積が少ない方を対象に試験を行っていた場合でして、今回と同程度、もともと内臓脂肪を蓄積されていた方を被験者とした場合は、やはり100平方センチを下回るような結果は出ていないということでございました。

○□□委員 ありがとうございます。

○□□委員 ありがとうございます。そういうケースが認められているのだったら、認めてもいいのではないかなと個人的には思いました。

○□□委員 □□委員、ありがとうございました。

ほかの委員は、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

□□委員、お願いします。

○□□委員 今、コメントのほうにも書いたのですが、食事とか運動の重要性というのは大前提としてあるもので、それが上回るということは明らかにないということで、表示の工夫が必要だと思うのですが、基準として……

○□□委員 先生、ちょっと声が途切れてしまったので、最後のところをもう一度お願いします。

○□□委員 すみません。チャットのほうにも書いたのですが、食事とか運動の重要性というのは大前提で行われているものですので、表示の仕方にも、特保を飲めばいいというところの誤解をなるべく生まない工夫が必要なのですが、基準として有意差等が出ているということであれば、これまでも認められてきたことですので、特に問題はないのではないかなと思います。

ただ、先生方がおっしゃっている、誤解をされる患者さんとかが多いということであれば表示の工夫が必要なのかなと思います。よろしく願いいたします。

○□□委員 ありがとうございます。委員の先生方の御意見を取りまとめますと、今までの特保の既許可品の状況から、100平方センチを上回るものでも許可されている例があるということ。そして、今回のケースでは若干上回っておりますが、特保の今までのルールとしてそれを認めないという方向はよろしくないということなので、これはこれで了承をされたものと考えます。

それから、3番目ですが、10年前の資料を提出することの妥当性ということで、事務局からも御説明がありました。前回のほかの申請品のときに同じような指摘をしまして、10年前の国民健康・栄養調査の栄養素摂取量の状況、それから糖尿病の患者さん、肥満の方の割合、そういうものも全部10年間で比較していただきまして、肥満者は増えているとか、脂質の摂取量が増えているというようなこともありましたけれども、10年前の資料がそれを否定するものではないということで認めておりますので、今回更に少し新しい資料を付けていただきましたので、認めたいと思います。□□委員、よろしいでしょうか。

○□□委員 はい。結構です。

○□□委員 □□委員、どうぞ。

○□□委員 今の議論とはちょっと違うかもしれませんが、難消化性デキストリンの入った食品がすごくたくさん市場に出ているということで、過剰摂取の可能性が以前何かの製品のときに出てきたかと思いますので、この会ではやはり過剰摂取の可能性についても注意していく必要があるのかなと思ってコメントいたしました。

以上です。

○□□委員 ありがとうございます。過剰摂取の議論をすべきだという御意見です。

○□□委員 今日の議論ということよりも、今後も必ず特保の製品として出てくる

可能性があると思いますので、どこかでは摂り過ぎによる弊害みたいな健康被害が出ないとも限らないということを頭の中に入れておく必要があるかなと思ってコメントいたしました。

以上です。

〇〇〇委員 非常に大事なポイントをありがとうございます。難消化性デキストリンを含む特定保健用食品は多数出ておりますので、消費者の皆さんに対する普及啓発のところで消費者庁のほうにもよろしくお願ひしたいと思っています。

それでは、〇〇委員のコメントでございます。最初のポイントとしましては、文献1-16の要約の補足資料を読むと分かりますが、具体的な記載がないということなのですが、この点、補足説明がありましたらお願いいたします。

〇〇〇委員 ありがとうございます。このように書かせてはいただきましたが、先ほどの議論からいろいろなことが分かりましたので、こちらのほうはこのままでよろしいかなと思っております。

ついでに2番目のカフェインに関してですけれども、先ほど御説明いただきまして、妊婦さんでも200以下であれば大丈夫ということがわかりました。今、〇〇委員が御指摘されましたように、過剰摂取の問題というのを気にしてこちらを書かせていただきました。やはり日々患者さん方とお話ししていると、コーヒーなどを大量に摂取されている方も多いですので、カフェインの過剰摂取という問題も将来的に検討していく必要があると思っております。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。この点につきましては少し議論しておきたいと思いますが、皆様、すこやか茶のグレーのファイルの1-16の資料を御覧ください。179ページと下に書いてあります。めくっていただきまして文献に入りますけれども、185ページ、テーブル2の一番上にVFAということで内臓脂肪というところがございますが、この数値を見ていただくと、ベースラインに比べてトリートメントのグループは有意に低下しているという結果になっております。ただ、コントロール群との比較がこの表にないということで、少し検討しなければいけないなと考えております。

184ページの右側の列で赤く囲んであるところがあります。ここに書かれているのは群間の比較で有意な差があったということが書かれていますが、これが表に出ていないということで、確かに〇〇委員がおっしゃるようになりづらいような文献になっております。ただ、申請者は、2ページお戻りいただいて180ページに対象食品と被験食品を摂取した場合のベースライン、8週、12週ということで、それぞれの腹部内臓脂肪の面積との差について数値を示しております。これは先ほどの文章を表にしたものです。見てみますと、12週のところで群間に差があるということで、一応有意差は出ているということなので、これについてよろしいで

しょうか。委員の先生方、御意見ありましたらお願いいたします。

特にないようでしたら、先ほど□□委員のほうからもよろしいという御意見を頂きましたので、これはこのとおりでよろしいということにしたいと思います。

そして、カフェインのところは問題なさそうだとということでございます。ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、□□委員のコメントに移りたいと思います。□□委員、表示のところがちょっと見にくいということでございますが、追加発言がありましたらお願いいたします。

○□□委員 こちらの表示のほうですが、前も同様な意見が出たことがあったと思いますけれども、「のを助ける」というところを抜かしてしまうと「減らす」がすごく強調されてしまうというようなこともありますので、その辺の表記の仕方はやはり注意を向けるべきかと思われました。デザインとも関係しますが、都合の悪い部分がむしろ薄くなってしまっているところをどういうふうに考えるかということになると思います。

○□□委員 ありがとうございます。

○□□委員 続けてよろしいですか。

○□□委員 どうぞ、お願いします。

○□□委員 2番目のコメントですけれども、今の□□委員のコメントとも少し関連しますけれども、185ページのテーブル2です。そこには本来は有意差があったということが記載され、レジェンドにはシャープとして両群で有意差があった場合に記載と書いてありますのに、ここでは記載されていないということでテーブルの不備かと思います。ただ、実際にこの文章のほうでは入っていましたので一応よしとしましたけれども、その辺は本来は注意すべきところだと思われました。

それともう1点、ほぼ同じような形で、同じような対象に行われた試験にもかかわらず、今回は食後血糖とか脂質の値で差が認められていなかったということになりますが、その辺をどう考えるかということのコメントはほしいと思われました。

以上です。

○□□委員 ありがとうございます。まず1点目ですけれども、表示のことについては部会のほうで更に議論いただくことになっていますので、先生の御指摘のところ、まずこの調査会で議論して、更に申し送りしたほうがよければ申し送りいたしますが、委員の先生方、いかがでしょうか。□□委員のおっしゃるとおり、もう少し分かりやすく、色のコントラスト等も分かりやすくしたほうがいいということでいかがでしょうか。御意見あればお願いします。

○□□委員 私も賛成いたします。

○□□委員 いかがでしょうか。

○□□委員 私もそうして見やすくすることが重要かと思います。

〇〇〇委員 ありがとうございます。それでは、いかがでしょうか。

皆様から賛同いたしますというコメントを頂いております。それでは、〇〇委員の御指摘につきまして、調査会からも更に改良すべきということで部会への申し送り事項とさせていただきます。

それから、2点目の内臓脂肪に関しては、前回の1-8とか1-10については食後の血糖値、食後の血中脂質に被験食群で有意差が認められているということですが、今回は特に中性脂肪、TGについて、例えば185ページ、TGのところを見ていただきますと、コントロール群とトリート群で逆にトリート群が上がってしまっているということで、先ほど事務局から御説明があったように、試験デザインが違っていて、最初に申請のあったものは食後の血糖値ということで、単回摂取でどうなるかというデザインですが、こちらは長期の摂取試験で12週間摂取しておりまして、食後の血糖値、中性脂肪値ということではないので、試験デザイン自体が違うので単純に比較はできないという御説明もありました。

ただ、TGが逆に上がってしまっているというところで、事務局のほうからこれは申請者のほうに尋ねていただけましたでしょうか。

〇消費者委員会事務局 それでは、それを簡単に御説明いたしましょうか。

〇〇〇委員 お願いします。

〇消費者委員会事務局 分かりました。先般、事前に〇〇委員とお話しさせていただいたとき、この点について確認を求められたので、事前にコカ・コーラ社に確認をいたしました。コカ・コーラ社におきましても、特にここの試験終了5週間後のTGの値に有意差が出るということに対して確認したわけですが、彼らとしてもそこについてはデータを細かく当たってくれまして、この日の特に5週目のところで高値を示した人を実際個別に確認したところ、4名の人が高値を示していたと。その人たちの生活日誌を確認したところ、例えば、検査当日に体調不良があった人、それから、極力家に籠もりだらだら過ごしていた人というようなことで、少し生活習慣に違いがあったようだということで、その辺が影響したのではないかと。

ちなみに、その4名を除いた平均値は 144.0 ± 69.7 ということで、有意差のついていない値ではなかったもので、その辺が影響したのではないかというようなコメントでした。なかなか細かいところまでは分からないのですけれども、TGは食事のちょっとした違いで、特にこの時期はお盆の期間ということもあったので、そのようなことで少し摂り過ぎた人があったとかいうようなことがTGに影響したのではないだろうかというコメントでした。

ちなみに、中性脂肪の一般的な正常値は $30 \sim 149 \text{mg/dl}$ ということですので、試験結果はこの有意差がついている数字を含めても一応中性脂肪の正常値の範囲内であるということも言えるのではないかと思います。

以上でございます。

〇〇〇委員 ありがとうございました。

今、事務局から御説明があったように、中性脂肪については4名の方、少し日常の生活が乱れていたというような申請者からの回答を頂いております。この点につきまして、いかがでしょうか。御意見あればお願いいたします。

〇〇〇委員 □□ですが、よろしいでしょうか。

〇〇〇委員 どうぞ。

〇〇〇委員 中性脂肪はかなり不安定であるということ、ばらつきが大きいということもあると思うのですが、フォローアップ5週間というよりも、ここでは12週間での結果をプライマリーで見ているわけですね。そこのところでどうであったかということが問題と思われれます。12週後のところで、例えばTGなんかに関しては両群でほとんど差がない。HDLに関しても、ベースラインからの差はあるけれども、両群での差に関してはここには記載されていないということで、表のほうでシャープとして本来は記載されるべきものが記載されていないのか、ただ、空腹時血糖の場合はシャープが入っていますので両群で差が認められたということが記載されており、その辺の記載と実際の結果をどう考えるかというところを明確にしていなければと思いました。

もちろん前の試験とは全然違いますけれども、ここで12週間たって効果がないものを実際に摂取して本当に血糖値などに関しても効果が出るのかに関しては大きい問題だと思われれます。このような形で少なくとも3か月後に見たときに効果が出ていたかということは情報になると思いますし、その辺をどう考えるかというところを明確にしていただければと思った次第です。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

今の□□委員の意見に対して御意見ありますでしょうか。□□委員、いかがでしょうか。

〇〇〇委員 ありがとうございます。先生のおっしゃるとおりかと私も思いました。そういった観点からLDLコレステロールを見ますと、コントロールではない、飲んでいる人たちのほうが途中で高くなってしまっていて、最終的には有意差は消えているようなのですが、こうしたことは少し疑問に思いました。お茶を飲んでいることでかえって食生活が乱れてしまう可能性も考えられるのかなと。中性脂肪に比べましてLDLコレステロールはそこまで大きく動くということは少ないと思いますので、さっきのラベルの話に戻りますが、運動も含めてきちんとしないと意味がないということは示す必要があると思いました。

〇〇〇委員 ありがとうございました。

ほかの委員、いかがでしょうか。御意見がありましたらチャットでもお願いいたします。特にないようでしょうか。

それでは、□□委員の2つ目の点につきまして、中性脂肪、それから□□委員御指摘のLDLコレステロール、トリート群のほうが少し上がってしまっているということで、どのように考えるかというところを申請者のほうに尋ねることが必要かなと考えます。いかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。

それでは、この点について申請者にどのように考えるのかというところを事務局のほうからお尋ねいただきたいと思います。

○消費者委員会事務局 はい。分かりました。

□□委員、これを実際に求めますが、指摘事項としてこの回答が明確にならないと、これに対しては前に進まないということでしょうか。

○□□委員 まずは御回答いただくということで、どのように考えているかという委員の質問ですので、申請者のお考えを述べていただくというところで、まずはそこを聞いていただければと思います。

○消費者委員会事務局 分かりました。

○□□委員 それでは、いかがですか。ほかの先生方、何か御意見ありますでしょうか。

ありがとうございました。事前に頂いたコメントについては以上となります。

これ以外について、委員の皆様から御意見があればお伺いします。よろしいでしょうか。特になければ、それでは、審議結果を整理して、処理方法について確認したいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

○消費者委員会事務局 まず、1点目のデザインについて、これは先ほど□□委員がおっしゃいましたように、一応部会に申し送りということでさせていただきます。

それから、□□委員の御指摘にございました、あるいは□□委員の御指摘も含めて、TGですとかLDL、この辺のことについてどのように考えるかということを申請者に聞いていますが、これについては今後、継続審議という形を取るのか、それとも石見座長に一任してその結果を御判断いただくか、その辺のところはどういたしたらよろしいでしょうか。

○□□委員 委員の先生方、いかがでしょうか。□□委員、いかがですか。

○□□委員 それでよろしいと思います。よろしくお願いいたします。

○□□委員 座長預かりということでよろしいでしょうか。

○□□委員 はい。結構です。

○□□委員 □□委員はいかがでしょう。

○□□委員 私も同様です。よろしくお願いいたします。

○□□委員 ありがとうございました。それでは、聞いていただいて、委員の皆様には回答をお返しするということはできますよね。私だけで判断しますか。一応御意見頂いた先生には回答をお示ししたほうがよろしいかなと思いますけれども。

○消費者委員会事務局 分かりました。それでは、そのように、できるだけ申請者

には速やかに回答してもらうように指示をいたしまして、入手次第、まずは座長のほうにそれをお届けするという形にしたと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

今の内容について、委員の皆様、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後の質問については座長預かりということにしたいと思います。